

## 熊本地震への支援について

認定 NPO 法人 市民活動センター神戸  
理事・事務局長 実吉 威  
〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎ビル 3F  
Tel.078-367-3336 Fax.078-367-3337  
E-mail : office@kobekec.net

熊本地震への救援・復興支援にあたり、下記の諸点につき、提案、要望いたします。  
基本的な考え方として、次の3点が重要と考えます。

- 1) あくまで被災者を中心に据え、その自立をサポートする
- 2) 施策の意思決定に住民、支援者の意思を十分反映させる
- 3) 緊急時の直接支援は当然必要だが、中長期的には、「支援する人への支援」「さらに支援者、参加者を増やすことへの支援」が重要

\*あえて国レベルではなく自治体レベルの政策課題も入れています。

### 【短期】

1. 応急危険判定実施への支援
2. 「激甚災害指定」「特定非常災害特別措置法」を直ちに適用
3. 在宅避難者の理解と支援
4. 事業報告書等の期限延長 ※法人の年度報告書だけでなく各事業/月次についても
5. 定款に災害支援の項がなくても機動的に実施してよいこと
6. 現場への緊急支援
  - ・福祉施設から福祉避難所への応援スタッフの派遣経費補助（願わくば 10 分の 10）
  - ・介護職員への雇用維持給付の早出

### 【短期長期を問わず】

1. 直接的支援だけでなく「コーディネーター」の充実、支援を
  - ・ボラセンの他、実質的にボラセン的機能を持つ NPO の事務局
  - ・福祉避難所でのコーディネーター
  - ・まちづくりコーディネーター
  - ・学生ボラセン など
2. 被災者自身による支援＝互助活動への支援
3. 仮設団地ではなく「みなし仮設」となった場合、分散して支援が困難になる。NPO 等と

## 行政が契約し包括支援を

### 4. 障がい者、外国人、母子・父子家庭、難病当事者など、ともすれば見過ごされがちな人々たちへの関心と援助を

### 5. 官民連携の推進

県・市の復興本部のしかるべきポジションにボランタリーセクターの人を入れる。  
また、官民の対等な政策協議の場を継続的に設置する。

(事例)

- ・ 阪神・淡路の「被災者復興支援会議」の進化版
- ・ 常総水害の「被災者支援情報共有会議」の包括版

### 6. 復興基金の設置

多様な生活課題に応じるため、また複数年事業の実施を可能にするために、「阪神・淡路大震災復興基金」「新潟県中越大震災復興基金」のように行政外部に基金設立を。  
その意思決定過程に民間・市民の意思反映を。

### 7. 寄付の推進、特に救援団体への「支援金」募集への積極支援

- ・ 九州熊本版「ボラサポ」（中央共募）の実施。「人件費」への理解を
- ・ 指定寄附金の柔軟対応
- ・ 認定 NPO 法人の柔軟・迅速な認定（地元の団体）。救援団体には期間限定の認定も
- ・ 義援金等は領収書無くても郵振控え等で適用可能に
- ・ 自社製品・棚卸資産等の被災者向け提供は損金算入可能なことを周知

### 8. 社会的アナウンスメント（一部は制度緩和も）

- ・ 政府広報等での PR、情報提供
- ・ 失業者のボランティア活動問題無い旨の通知
- ・ 企業・大学等へのボランティア積極参加呼びかけ

### 9. 長期のボランタリーな活動を支えるコミュニティ財団の創設支援

### 10. 自助共助は大事だが、公助・公費が必要以上に減退しないように

#### 【その他】

1. 余震・本震の可能性がある中、「1階には寝ないで！」という教訓の発信。
2. 日常から分厚いボランタリーセクターが存在することが災害時にも力を発揮する。